

〈親-子〉としての遺族のアイデンティティ管理とネットワーク形成

——遺族会での聞き取りと個人的経験のインタビュー調査から——

立教大学 今井 聖

1. まえがき

私たちの人生にとって、家族を亡くすという経験の可能性は、避けがたいものとして存在している。だが、そうした経験をしたすべての人が、その後の人生を〈遺族〉¹として生き続けていくわけではないだろう。そうであるとすれば、〈遺族〉とは、単に家族を亡くす経験をした、というだけではなく、より限定的なかたちで、独特な意味を有するものとして使用される社会的カテゴリーだといえるだろう。では、〈遺族〉とはどのような人たちのことであり、〈遺族〉になるとはいかなることなのだろうか。言い換えれば、特定の社会・文化的状況のもとで、〈遺族〉たちの経験はいかに編成されているのか。

上記のような問いにもとづいて、さまざまな〈遺族〉たちへのインタビュー・実地調査を行うことで、その諸相を明らかにしていくことが本研究の課題である。そうした課題に取り組む前に、まずは、日本社会における〈遺族〉をめぐる全体的な言説状況について、簡単に見ておくことにしたい。

日本社会において、〈遺族〉がいかに語られてきたのかを知る上では、それをテーマとした論文・記事数の推移（量的変化とその傾向）が、ひとつの参照点になりえるだろう。図1は、タイトルに「遺族」という言葉を含んだ論文・記事数の年別推移を表したものである²。これを見ると、一般的な傾向として、「遺族」という言葉を含んだ論文・記事数は、とりわけ1990年代以降、増加傾向にあることがわかる。特に、それ以前は多くても20件ほどに留まっていた論文・記事数が、1997年には43件へと増加し、その後ほぼ増加の一途を辿っている。ここで、それらの論文・記事の具体的内容について詳しく記すことはできないが、下記のような特徴を見てとることができた。第1に、戦後から現在にかけて継続的に「遺族年金」に関する論文・記事が公刊されてきていたこと。第2に、戦後初期の段階では、戦傷病者・戦死者の遺族に関する論文・記事が割合として少なくないこと。第3に、1990年頃から、過労死（過労自殺）の遺族に関する論文・記事が登場すること。第4に、「自死遺族」という言葉は2002年の論文にはじめて登場することである³。

¹ 本研究では、〈遺族〉という表記を使用することで、それが社会においてカテゴリーとして存在するものであることを示す。その含意は後述するが、本研究では〈遺族〉を、単なる「実態」や、その反対に純粋な「言説的構成物」としてではなく、社会の「メンバー」(Garfinkel 1967)によって、さまざまな具体的場面において実践的に使用されているカテゴリーとして扱う。

² 論文・記事は、「CiNii Article」でのキーワード検索によって収集した。単純なキーワード検索の集計結果としては2583件がヒットした(2019/10/14最終閲覧)。そのうち、対象期間を戦後に限定し、さらにタイトルに「遺族」が複数回含まれるなどで二重に検索結果が数えられているものを除いた論文・記事の総数は2457件であった(2019年9月末日までを対象とする)。なお、この総数には、アカデミックなジャーナルという性質ではない、たとえば月刊誌や週刊誌などの商業的な雑誌記事も含まれている。

³ なお、自死とは、自殺に替えて用いられる言葉であり、この「自死」への言葉の置換はそれ自体が、一部の自

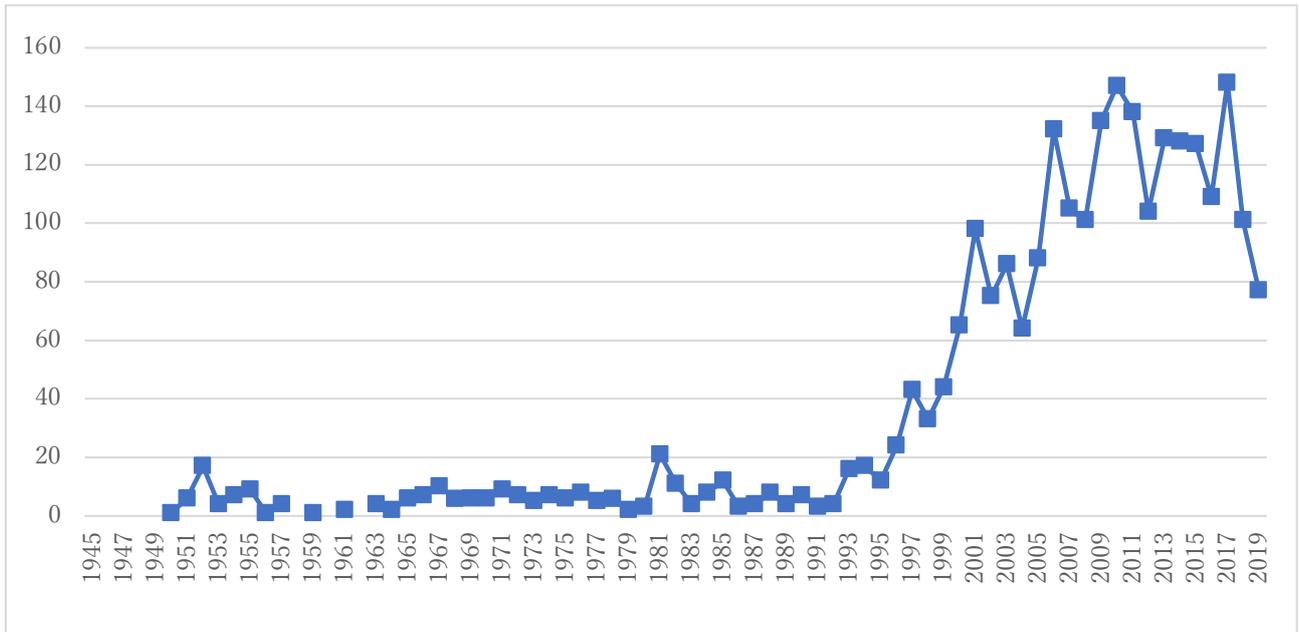


図1. 「遺族」をタイトルに含む論文・記事件数の年別推移

以上、いわば「遺族研究」という特定の言説領域を想定するかたちで、論文・記事の推移からその概況を見た。もちろん、そのような全体的傾向に関する議論は、本研究が主眼とするものではない。また、〈遺族〉がいかに語られてきたのかについての議論を行うためには、より体系的な資料収集・分析作業が必要であることは言うまでもないだろう。とはいえ、上記の作業によってまずは、次のことを確かめることができた。すなわち、家族を亡くしうるその理由・原因が多様である以上当然のことではあるが、〈遺族〉カテゴリーにも様々な類型があるということである。戦争によって家族を亡くした〈遺族〉、犯罪被害によって家族を亡くした〈遺族〉、自殺により家族を亡くした〈遺族〉など、様々な〈遺族〉類型が存在している。もちろん、図1で示した「遺族」に関する論文・記事のなかのそれぞれの論文・記事も、「犯罪被害者遺族」「自死遺族」など、特定の〈遺族〉類型を対象にしている。

そもそも、「遺族研究」の言説状況を見るまでもなく、一般的に、そうした様々な〈遺族〉類型に当てはまる〈遺族〉たちは、自らがまさに何の〈遺族〉であるのかを示しながら、〈遺族〉としての発言・活動を行っている。その意味ではそれぞれの〈遺族〉たちは基本的に単なる〈遺族〉ではありえず、「犯罪被害者遺族」や「自死遺族」などのような、いわば複合的カテゴリーの担い手として存在している。また、家族を何で亡くしたのかを基準としたそのような類型とは別に、親を亡くした〈遺族〉なのか、子を亡くした〈遺族〉なのか、またはそれ以外の家族成員を亡くした〈遺族〉なのかによっても、その人の〈遺族〉としての経験、アイデンティティやネットワーク形成のありかたは異なっている。したがって、ひとくちに〈遺族〉と言っても、①何の〈遺族〉なのか、②〈親〉あるいは〈子〉としての〈遺族〉なのかといった細分化が、具体的な実践の中でも行われているということである。本研究ではこのような点に注目して、〈遺族〉としての経験、アイデンティティやネットワーク形成の現代的な諸相を明らかにしていく。

死遺族を中心とした申し立て活動によって達成されてきた社会的な実践・現象である。近年、一部自治体をはじめとして、自殺を自死へと言い換える実践も推進されつつあり、その語に関する社会的認知も広まってきているといえるだろう。

2. 目的

本研究の目的は、〈遺族〉としての経験の編成の仕方を、当事者たちの語りから考察することである。

「犯罪被害者遺族」や「自死遺族」に限らず、〈遺族〉たちの集合的・継続的な活動がおこなわれていく場合、その多くは対処されるべき種々の「社会問題」と結びつきを有しているといえるだろう。彼らにとっては、変わるべき社会の課題が様々に存在しているからこそ、まさに〈遺族〉としての「クレーム申し立て活動」(Spector & Kitsuse 1977)を行う必要性に迫られることとなっているのである。

まず「犯罪被害者遺族」に関して述べれば、日本において、彼らの語りがメディア報道などを介して公的にあらわれるようになり、支援・補償のための議論が表面化するようになったのは、2000年前後である。それより以前には、彼らは「忘れられた存在」⁴であった。そして、佐藤(2001)が指摘したように、被害者やその〈遺族〉が「忘れられた存在」であったという事情は、社会学研究にとっても同様であった。そうした時代を経て、2000年前後をひとつの変わり目として、2004年に制定された犯罪被害者等基本法や、2000年に結成された「全国犯罪被害者の会(あすの会)」の活動の歴史などに象徴されるように、「犯罪被害者遺族」を取り巻く社会制度的な状況は、今日に至るまで変化してきた。

その「あすの会」が2018年6月3日をもって解散したことにも見やすいように、従来から見れば犯罪被害者やその〈遺族〉の権利が保障され、2010年代においては、そうした犯罪被害者や〈遺族〉の活動にも一定の収束が見られつつあるといえる。では、そうした現代の時代状況のなかで、「犯罪被害者遺族」として生きている人や活動を続けている人は、いかなるアイデンティティ⁵をもち、どのように同じ〈遺族〉たちと関係形成を行なっているのだろうか。そうした点を、当事者の具体的な語りをもとに検討することには、それが〈遺族〉たちの経験の理解に資するというだけではなく、現代日本における「犯罪」や「犯罪被害」がいかに「社会問題」として構成されているのかを考察するための一助になるはずである。

次に「自死遺族」に関して述べる。支援という側面に着目すれば、自死遺族支援の取り組みが拡充されたのもやはり基本的には2000年代以後のことである。とりわけ1990年代後半以降の「自殺者数3万人時代」および「過労死」問題の社会問題化の時代において、自殺(予防)は、超党派的な課題として認識されるようになった。2006年に成立した自殺対策基本法や、2007年に内閣府のもとでまとめられた自殺対策の指針、自殺対策総合大綱により、自殺は「個人の自由な意思や選択の結果」ではなく「その多くが追い込まれた末の死」と定義され、同時にこうした自殺と意志との関係を切り離そうとする自殺観は、国や自治体その他の機関によって実施されるさまざまな自殺対策にとって前提的な知識として位置づけられるようになった。

また、この時期、まずは情緒的苦境やグリーフケアを中心とする活動にはじまり、自死遺族支援の活動は急速な拡大期に入っていくこととなった(清水 2014)。自死遺族に関わる様々な社会的活動のなかでも、「わかちあいの会」や「つどい」と呼ばれる、当事者たち自身による活動は独特の意味をもっている。多くの場合それは、当事者によって運営される自助グループであるというだけではなく、「自死遺族」当事者の人びとのみによって組織されているという特徴がある。

⁴ 全国被害者支援ネットワークの「犯罪被害者の権利宣言」(1999/5/15)では次のように述べられた。「我が国」の犯罪被害者は、生命身体等に重大な侵害を受けた事件の重要な当事者でありながら、長い間刑事司法制度からも社会からも『忘れられた存在』であった。

⁵ ここでの「アイデンティティ」という言葉は、自らが何者であるかについての個人の心的な認識としてではなく、私たちが社会生活に参加する中で帯びることになる、さまざまなカテゴリーを意味している。そのため、語りの相互行為場面において現出するものといえるが、カテゴリーに関するより一般的な議論は3節を参照。

このように、参加権限を当事者に限定しているという特徴は、「自死遺族」だけではなく、「犯罪被害者遺族」やその他の遺族会にもしばしば見ることができる。そうした同じ〈遺族〉というカテゴリーのもとで集まって語りあう場がつくられている一方で、先に述べたように〈遺族〉のなかには、自身の問題を社会の問題として問題提起していくといった、相対的により外向きの活動に取り組んでいる人びとがいる。その意味でも、〈遺族〉たちの集まりや活動は多様である。そうした様々な場において、それぞれの〈遺族〉の経験の固有性はいかに尊重されているのか。また同時に、「同じ」〈遺族〉であるからこそ分かち合うことができる「同じ」経験という一定の普遍性を志向した語りは、そうした経験の固有性についての語りとどのように使い分けられているのだろうか。

こうした経験の固有性と普遍性に関する点にも留意しながら、〈遺族〉たちが具体的な場面において、自らをいかなる社会的存在として語り他者に提示するのか（「アイデンティティ管理」の諸相）や、そうした具体的な場面を通じて、〈遺族〉同士や〈遺族〉とその他の人びとの関係がどのように築かれているのか（「ネットワーク形成」の諸相）を経験的に明らかにしていくこと。これが本研究の目的と課題である。こうした課題に取り組むことで、より広くは、現代日本社会において〈遺族〉になることの意味を検討したいのであり、ひいては、悲しみの境遇に置かれた人をも包摂しうる、より良き社会を構想するための議論の道筋を探りたい。

3. 方法

3-1 調査の概要

以上に述べてきた目的や課題を達成するために、本研究では、「犯罪被害者遺族」や「自死遺族」に対する個別的なインタビュー調査と、複数の〈遺族〉たちが一同に会して様々に語り合う場における参与観察調査を実施した。

そのうち、後者の参与観察調査については、遺族団体などの特定可能性に配慮して概略的な説明に留めるが、「犯罪被害者遺族」に関しては、現在に至るまで継続的に運営されている被害者家族の会 X の会議に断続的に参加し、そこでのやりとりを記録した。ほとんどの場合、その場での議論に参加しながらメモを取り、それをもとに後から記述を増やしてフィールドノーツを作成したが、参与者の承認を得て議論を録音するかたちで記録し、やはりそれをもとに後からフィールドノーツを作成した場合もあった。「自死遺族」に関しては、結果的に、活動についての会議の場や、集会および懇親会の場など、複数の自死遺族が会する場面に居合わせることもあった。しかしながら、調査者としてそこでのやりとりを記録したり、データとして使用したりすることの許諾を取るには至らなかった。

次に、個別的なインタビュー調査の概要について。調査は、基本的に、インタビュー調査が叶った対象者に、また別の自死遺族や関係者を紹介してもらおうというスノーボールサンプリング式で展開した。そのうち、支援者や弁護士といった関係者を除き、〈遺族〉へのインタビュー調査の一覧を下記の表にまとめた。

表 1. インタビュー調査協力者の一覧

協力者	遺族種別	亡くなった家族との関係	遺族会・活動団体等への参加の有無	個別のインタビュー調査実施回数
A	犯罪被害者遺族	親	有	1
B	犯罪被害者遺族	子	有	1

C	犯罪被害者遺族	子	有	1
D	自死遺族	親	有	2
E	遺族	親	無	1
F	自死遺族	親	有	2
G	自死遺族	親	有	1
H	自死遺族	親	有	3
I	自死遺族	親	有	1
J	自死遺族	親	有	1
K1, K2	自死遺族	親 (夫妻)	有	2
L	自死遺族	親	無	1
M	自死遺族	親	有	2
N	自死遺族	親	有	1
O	自死遺族	親	有	1
P	自死遺族	親	有	1
Q	自死遺族	親	有	1
R	自死遺族	子	無	1

1回あたりのインタビュー時間は30分から160分ほどである家族を亡くすきっかけとなった事件に関する資料を見せてもらいながら、事件概要やその後の自身の経験を聞き取りしたケースもあり、そうした場合は長時間のインタビューとなった。インタビューに際しては、事前に一定の質問項目を設定しながらも、対象者に比較的自由に経験を語ってもらうことを意図して、半構造化面接形式で行なった。

3-2 分析の方針

本研究の目的に照らして、インタビューデータの分析の方針を述べておきたい。すなわち、経験の語りというものをどのようなものとして捉え、それにいかなる意味での分析を試みたのかについての注記である。本研究では、カテゴリーの使用法に着目した分析を試みた。その意義とねらいを明らかにしておく。

従来、〈遺族〉という「当事者」へのインタビュー調査による質的研究の多くは、〈遺族〉というインタビュー対象者の属性を自明の前提として、固有の経験についての語りから、彼らにとっての困難や問題を析出することを試みてきたといえる。そして、そこにおける分析的態度は概して、〈遺族〉の経験の可能性を一般化・モデル化したかたちで示し、理解しようとする研究者の関心にもとづくものであった(佐藤 2001; 2003, 有末 2001)。

他方、ここで注意を促しておきたいのは、そうした人びとの経験を理解しようとする研究的営みよりも前に、それぞれの〈遺族〉たちは、自らの経験を何らかの方法で理解し、他者との相互行為的実践をかたちづくっている、ということである。前田・西村(2018)が遺伝性疾患の患者たちを対象とする調査を行った研究において述べるように、「どのようにことがらを経験し、どのようにそれを語るかということは、それぞれの実践の参加者たちにとってこそ問題であり、そしてそこには、経験をそれと理解できるようにするための方法がすでにあるのだ」(前田・西村 2018: 176)。そうであるならば、社会学研究には、そうした実践のなかにおける方法に照準し、それを記述することを主題とするという行き方がある。しかしながら、〈遺族〉の経験に対してそうした視座からアプローチした研究は——自死遺族へのインタビュー分析をお

こなう藤原 (2016) などを例外として——それほど多く存在していない。

では、参与者たちの実践の中における方法に焦点化した分析はいかにして可能なのか。このような問題に取り組もうとするとき、ハーヴィ・サックスによる「成員カテゴリー化装置 Membership Categorization Device」に関する議論が導きの糸となる。成員カテゴリーとは、〈男性〉〈父親〉〈先生〉などの、人を特徴づけるために使われるカテゴリーのことを指すが、それらは日常的な様々な場面において、体系だった手続きに則って使用されている。なお、「装置」というサックスの表現は、そのような手続きが存在すること、言い換えればそれは個人々の価値観や好みとは独立に存在する社会的規則であることを示すために用いられていると言ってよいだろう。

サックスは、こうした成員カテゴリー装置というアイデアのもとで、人を特徴づけて分類することを通じて組織されている、現実の様々な実践に対して考察を加えた。たとえば「会話データの利用法」論文 (Sacks 1972a) においては、自殺防止センターに相談の電話をかけてくる人たちによって、頻繁に「誰も頼れる人がいない」という表現が述べられることに注目し、そのとき皆が用いている手続き (カテゴリーの用法) を考察の対象とした。同様に、「子どもの物語の分析可能性」論文 (Sacks 1972b) では、「赤ちゃんが泣いたの、ママが抱っこしたの」という 2 歳の子どもが語った物語をもとに、そこにおける「ママ」が、誰にとっても、その「泣いた赤ちゃんのママ」であると理解可能なのはいかにしてなのかという問いを立て、やはりその手続き = 「人びとの方法論」を明らかにした。

本研究も、このようなサックスの洞察に学び、成員カテゴリーの用法に着目して、社会成員の語りの実践を分析することの有効性を例証するものである。そして、そこにおいて重要であるのは、たとえば、ともに「家族」というカテゴリー集合に位置づく〈親〉と〈子〉では、〈親〉が〈子〉に対して様々な権利や義務を持つ存在として理解されているように、複数の成員カテゴリー同士にはしばしば、規範的 = 概念的な結びつきがある、ということだ。本研究の議論に即して述べれば、あることがら〈遺族〉カテゴリーに関わることがら (経験) として理解可能であるときには、その場の語りをそのように組織するための成員カテゴリー化実践が行われているのであり、以下ではそうした点に留意しながら、インタビューデータの分析を行う。その際、経験的な具体例としてのインタビューデータは、〈遺族〉ではない人にとっての新たな発見を提供するものというよりは、社会の「メンバー」によって自明的に用いられている様々な概念間の関係やその用法を「思い起こさせるもの reminder」ために提示されている (Coulter 1983: 367) ⁶。

4. 結果

4-1 〈遺族〉としての「同じ」問題、「同じ」経験

3 節で調査の概要を述べておいたように、本研究の遂行期間に得ることができたインタビュー機会の多くは、結果的にではあるが、自死遺族に対するそれであった。その経緯にはスノーボールサンプリング式に調査を遂行したことによる偶然性も関わっているが、そもそも、近年には年間 3 万人にも達していた自殺者に比べ、犯罪被害死者は人数的に少なく、それゆえに〈遺族〉の数も少なく、調査者にとってはアクセスが難しい対象であったといえる。

⁶ 本稿において引用するインタビューデータ (トランスクリプト) には、実際の発話を簡略的に示している部分がある。会話の行われかたという水準では、言い淀みや同時発話といった発話における現象はそれ自体が考察の対象となるが、ここではそのような水準ではなく、あくまで会話の「内容」を中心に検討するため、発話を精緻に再現することを目的とするような記述方式を採用してはいない。

そうしたなかで、調査協力をいただいたのが遺族会 X の会議である。ここでは、その定例会において、加害者や加害者家族による謝罪をどう考えるか、ということが話題になった場面の語りを検討しておきたい⁷。

- 01 A：裁判すると、あの一謝罪すると、刑が軽くなる
- 02 調査者：あー、やっぱり
- 03 A：量刑の方に影響するから
- 04 調査者：そうなんですね
- 05 A：だから、裁判の判決が終わってからの問題であって、更生の時期の謝罪、それを被害者が学んでかないと、量刑に影響するから
- 06 調査者：ああ
- 07 B：だからよくニュースで必ず、謝罪がないとか言うじゃないですか
- 08 調査者：そうですね
- 09 A：だから、あれは間違い、被害者が学んでないから。それを受け入れてやっていかないと、裁判がみんな犯罪者に有利な方に傾いていっちゃうからね
- 10 B：私の場合は犯人が精神的な問題だったから本人が謝罪できるはずもないし、で家族が謝罪に来て、その時はもちろん謝罪を受けたんだけど、別にその人たちを非難してもしょうがないから。じゃあ謝罪を受けた方がいいのかどうか
- 11 調査者：うーん
- 12 B：家族は知ってた。その人たち自身は悪い人でもないし、とても親切なお父さんだった。だから、謝罪っていうものに対しての受け入れ、難しい問題だね。たしかに謝罪する、向こう側としては謝罪すべきだと思うけど、じゃあ受け入れる方は謝罪してもらいたいのかっていうのは、常に、私たちのなかのテーマとしてある
- 13 調査者：うん

ここに登場する A と B は、ともに犯罪被害者遺族として会に参加している人たちである。まず A によって、加害者による謝罪には量刑に影響する側面があることが述べられると同時に、そうした実情を被害者が学ばなければいけないこととして問題提起されていることは見やすい。それに対して、B は「私の場合は」と〈遺族〉としての自身の経験を語ることによって、その話題を引き受け、とりわけ加害者家族による謝罪の受け入れをめぐる葛藤状況を述べている。

ここで着目したいのは、B の語り方に見られるカテゴリー使用である。B は、A が「被害者」一般の問題として語った謝罪の受け入れ問題を、まずは「私の場合は」と自らの固有の経験エピソードを引き合いに出すことによって具体化することを行なっている。次に B は、自身の固有の経験をひとつの資源として、謝罪すべき「向こう側」（加害者）とそれを「受け入れる方」（被害者）の問題として、いわば再度の一般化をおこなっている。さらに、その問題（テーマ）を「私たち」のものと述べている。ここにおいて、「私たち」という表現は、被害者一般を指しているのか、より限定的に X の参加者たちのことを指しているのかはそれほど明確ではないだろう。しかしながら重要なのは、ここにおいて「私たち」というカテゴリーは、B 自

⁷ なお、トランスクリプト中のアルファベット表記は、表 1 に記した個別のインタビュー調査対象者についての表記を踏まえている。

身の経験の固有性を踏まえたうえで、同時にそうした経験を、Bを含む被害者〈遺族〉の問題として一般化することに寄与しているということである。このような〈遺族〉たち自身によってなされている、「私たち」のような複数代名詞の使用は、自らや他者の固有の経験を尊重しあいながらも、「同じ」〈遺族〉としての経験や問題の在り処を探っていく、会に集う人びとの実践においてしばしば見ることができるひとつの方法であるといえる。

4-2 〈遺族〉同士の関係形成

調査者が犯罪被害者家族の会 X の定例会に参加するようになった時期、例外的なカテゴリーのもとで会に参加し、支援の対象となっていた D についても、若干言及しておきたい。表 1 でも示しておいたように、D は家族（息子）を自殺によって亡くした人である点で、「自死遺族」である。では、なぜ犯罪被害者家族の会である X と関わりを持っていたのかといえ、それは D の息子が自殺するきっかけとなったある出来事が、「犯罪」に関わる「事件」として X に参加する〈遺族〉たちによって捉えることが可能であったからに他ならない⁸。本研究では、〈遺族〉たちによる人を分類するカテゴリー使用の諸相に着目したが、ある出来事や事件をどのようなカテゴリーで特徴づけることができるのかという問題は、同時にそれに関わる人をどのように特徴づけるかという問題でもある。

〈遺族〉としての D による人間関係形成に関して、E についても述べておきたい。まずもって E は、D によって自らと似た経験をもつ人として、調査者に紹介された〈遺族〉である。E も D と同じように、ある悲劇的な出来事によって〈子〉を亡くした〈親〉としての〈遺族〉であり、彼らはともに国家賠償請求訴訟を起こすという過程を経た〈遺族〉同士である。

E へのインタビューによれば、E が D と知り合ったのは、D による接近がきっかけだったという。しかし、その後疎遠になってからは、連絡を取ることもなくなったという。

実のところ、E は、D と同様に警察の関わる「事件」となったある出来事によって〈子〉を亡くした〈遺族〉ではあるものの、D の場合はその死因が自殺と認定されているのに対して、E の場合は事故死とされているという点で、出来事の記述にかかわる重要な差異が存在している。

結果的なことだが、付記しておけば、現在 D は家族の会 X と、一度は繋がりを持ってしばしば電話をする仲であったという E と、ほぼ関係を絶った状態にある。このような〈遺族〉としての D の関係形成の有り様からは、次の 2 つの論点が導かれるように思える。第 1 に、〈遺族〉による、他の〈遺族〉との関係形成やその継続というトピックにとって、〈遺族〉同士の同質性や差異がどのように捉えられているのかという問題は本質的ともいえる関わりを有しているのではないかということ。第 2 に、〈遺族〉同士の関係が継続されているといえるとき、そこで重要な意味をもっているのは、経験を語り合って共有するという〈遺族〉たちに限定的な実践であるよりもむしろ、〈遺族〉として取り組むべき「問題」を探究していく実践のほうである可能性がある、ということだ。

4-3 「社会問題のワーク」としての〈遺族〉の活動

前項の議論を引き継ぎながら、次に、「自死遺族」たちの関係形成のあり方について、〈遺族〉カテゴリーのもとで行われる「クレーム申し立て活動」(Spector & Kitsuse 1977) や「社会問題のワーク」(Miller & Holstein 1997) に着目して考察しよう。

なお、「クレーム申し立て活動」とは、社会成員によっておこなわれている、あることがらを「問題」で

⁸ D の家族をめぐる「事件」の詳細やその構成過程については、今井 (2017) の分析を参照してほしい。

あるとして社会的に訴えていくようなさまざまな活動を指示するために構築主義者が使用するタームである。それは当初、「社会問題」の社会学的研究はいかに可能なのかという問いに取り組む議論において提起された。以後、これをキータームとする「社会問題の構築主義」を基本的な立場として経験的研究を進めようとする論者たちによって、「社会問題」という言葉に関して、主に次の2点が指摘された。第1に、そもそも社会成員にとって認識され取り組まれている「問題」のなかには、①通常は「社会問題」という概念で表現することが適切ではないような、いわばより些細で曖昧な「トラブル」が存在している（という認識が相互行為的につくられている）こと。第2に、それが仮に「社会問題」といえるようなトピックの構成にかかわるプロセスであったとしても、未だ「社会問題」としての確たる地位を得ていない状況と見なすのが適切な場合があること、である。

そのうち、前者に対応するかたちで提起されたのが「トラブルのマイクロポリティクス」(Emerson & Messinger 1977) という枠組みであり、後者に関して提起されたのが「社会問題のワーク」(Miller & Holstein 1997) という用語系であるといえるだろう。ここで言う「ワーク」とは「意味ある日常のリアリティという感覚をつくりだすべく私たちが行っている解釈的活動」(Miller & Holstein 1997: ix)と定義されており、したがって「社会問題のワーク」とは、社会成員による、「社会問題」を定義づけたり形づくったりすることに寄与する、広範な行いを指すものである。そして、ここにおいて「社会問題」は、次のように、より拡張的に捉えられることになる。「我々は社会問題ワークを通して、社会問題のリアリティをつくりだす。我々の日常のことがらの何らかの側面に、社会問題の一例として何かがなされるべき、具体的な、困った社会状況として注意を促すときにはいつでも、われわれは皆このワークを行っている」(同上、傍点原文イタリック)のだと。

ここであらためて「社会問題の構築主義」における「クレーム申し立て活動」や、その展開としての「トラブルのマイクロポリティクス」や「社会問題のワーク」を整理しておいたのは、〈遺族〉たちによる継続的な活動が、しばしば「社会問題のワーク」として観察可能であるように思われるからである。以下では、自死遺族Hへのインタビュー調査で得られた語りをもとに、〈遺族〉の活動にみられるそうした側面を例証しておこう。

Hは、長年にわたり表立った活動をおこなっている、「自死遺族」としての代表的人物のひとりである。Hの居住する地方では、近年、小学生から高校生段階の子どもの自殺が「連続的に」発生している。Hは、2014年と2016年に自殺した同一地域における中学生2人の〈遺族〉の相談に応じたことをきっかけとし、特に「いじめ自殺」の疑いがある子どもの〈遺族〉への支援を目的とした組織Yを設立した。

この組織Yの設立から約1年が経過した頃に、Yの状況について尋ねた調査者の質問に対して、Hは以下のように述べた。

H: 私は、Yは遺族だけでやってるので、そういう具体的に、遺族の場合は遺族が相談に乗ってもいいと思うんだけど、それ以外に、現実は今いじめに遭ってるとか、不登校だっていうとこの解決は、団体Zにつながりますよ。これはもともとあるので。ここで、弁護士が必要であれば弁護士に行ってもらいし、取りあえず、私ともう一人のカウンセラーさんと2人で訪ねて行って、地元まで。それで、実際にちゃんと不登校を解消した案件があるんですよ。

先述のとおり、Yが組織された地域では、「いじめ自殺」の疑いがあるとして全国的なメディア報道の対象にもなった、子どもの自殺事件が数年間のあいだに複数発生している。そうした地域の状況下において、

〈子〉を亡くした〈親〉として〈遺族〉になった人のなかには、Yを組織する一員となり、さらなる新しい〈遺族〉の相談に対応する役割に従事する〈遺族〉もいる。他方で、相談内容がいじめそのものやいじめによる不登校に関するものであるとされた場合には、同じくHが中心となって組織されている、また別の団体Zに「つなぐ」、その上で対応が模索される、ということが述べられている。

以上から、まず明らかなのは、Hが当該地域においていわば「トラブル処理屋」(Emerson & Messinger 1977)として重要な役割を果たしていることや、トラブルを抱える様々な人を手助けするために資するようなネットワーク形成を行なっていることである。その上で着目したいのは、相談者にとっての「問題」をいかなるものとして同定するのかにおける判断と、そうした「問題」に対応すべき者が誰であるのかについての判断が、相互反映的に成し遂げられていることである。仮に、寄せられた相談が、たとえばいじめのような「学校問題」によって〈子〉を亡くした〈遺族〉によるものであるとされた場合には、いわば先輩の〈遺族〉と引き合わせることになる。そのとき、相談に応じる〈遺族〉は、「同じ」ように〈子〉を亡くす経験をしたという同質性と、それぞれが異なる出来事の文脈によって〈子〉を亡くしたという意味での差異を兼ね合わせ、であるからこそ相談者に対するアドバイザーとしての権利や義務を有する者として、そこでの支援の実践に参加することが可能になるのである。

5. 考察

本研究が具体的な分析に先立って設定した問いは、次のようなものであった。〈遺族〉たちが具体的な場面において、自らをいかなる社会的存在として語り他者に提示するのか(「アイデンティティ管理」の諸相)。また、そうした具体的な場面を通じて、〈遺族〉同士や〈遺族〉とその他の人びとの関係はどのように築かれているのか(「ネットワーク形成」の諸相)。

紙幅の制限により、調査研究によって得られた分析知見のすべてをここで丁寧に記すことはできない。個別の語りにも照準したさらなる精緻な分析的記述は今後の課題とせざるを得ないが、前節では、いくつかの観点から、〈遺族〉の経験についての考察をおこなった。まず、〈遺族〉たちがそれぞれの固有の経験に配慮しながらも、「同じ」経験や「同じ」問題を言語的に共有しようとするときに対立的な図式となりうるようにも思われた、固有性と普遍性への志向が、特に「私たち」という独特なカテゴリーの用法によって解消されていたことを見た。次に、家族会への参加や似た経験を持つ〈遺族〉との積極的な関係形成に取り組んでいたDの有り様から、継続的な〈遺族〉同士の関係は、具体的な「問題」を認識し対処していくような活動によって可能になっている側面があることを述べた。そして、実際に「いじめ自殺」のような子どもの自殺問題への〈遺族〉同士の協同的な取り組みをはじめとし、「社会問題のワーク」としての〈遺族〉活動をおこなっているといえるHの語りに着目することによって、〈遺族〉がまた別の新しい〈遺族〉に対してアドバイザー的役割を果たし得ていること、またその時に実践の参与者たちにとって重要なもの、やはりカテゴリー的な布置連関であることを示唆することができた。

以上のような知見は、〈遺族〉のアイデンティティ管理やネットワーク形成が、とりわけ現代日本社会においてどのように可能になっているのかについて、とりわけ成員カテゴリーの使用法に留意した社会学的記述を与えるものとして意義があると言えるだろう。その意味で本研究は、あくまで現実に生起する〈遺族〉たちの実践やそれについての語りから、そこに見られた方法を描き出すことによって、〈遺族〉経験の社会学に新たな視点を付け加えることができたようにも思う。

他方、〈遺族〉の経験や活動の編成についての、〈親〉と〈子〉というカテゴリー関係に照準した分析は、

現時点においても課題として残っている部分がある。その理由としては、第1に、犯罪被害や本人の自殺といった理由により、〈子〉を亡くした〈遺族〉として積極的に活動を行なっているような、相対的にアクセスしやすい調査対象者に対して、そのような積極的活動に取り組んでいる〈親〉を亡くした〈子〉としての〈遺族〉は、そもそもそれほど多く存在していないように思われる。そして、もしそうであるとすれば、そのこと自体が成員カテゴリーの使用に深く関わるひとつの規範的事実でありえるだろう。また第2に、第1の点とも関わって、スノーボールサンプリング式に実施した本研究の調査においては、調査者が調査過程でどのような〈遺族〉と出会い、〈遺族〉の経験について、どれほど・どのような語りの聞き取りが可能であるのかが、調査終了に至るまで偶然的要素を排し得ないものであったという事情がある。

結果的に、特に〈親〉を亡くした〈子〉としての「自死遺族」へのインタビュー調査の実施機会は1件しか得ることができなかつたし、またそれを分析的な知見として提示することも叶わなかつた。この点についても今後の課題にせざるを得ないわけではあるが、ここで述べたような意味において、現在までに実施できた調査全体を通して希少なインタビューとして位置づくことになっているRの語りを対象とし、〈子〉を亡くした〈遺族〉としての経験に対しても若干の考察を加えることによって、本調査研究の結びに代えておきたい。

Rは、自身が6歳という幼少時代を過ごしていた頃に、母親を自殺によって亡くした「自死遺族」である。Rへの聞き取りのなかで、〈親〉を亡くした〈子〉としての経験を取りわけ象徴的に示すものであるようにも思われたのが、「母親が自殺した原因の一部は自分にある」という語りである。

Rによれば、母親の自殺当時には、それが「自殺」という死についての分類であるということすら、把握できていなかった記憶があるという。そうであるがゆえに、もちろんその当時には、自らの存在を母親の自殺原因の一部と捉えるような解釈実践はおこない得ないものであった。しかしながら、R自身の成長により、遅くも数年後には「自殺」という死についての分類概念を獲得し、さらには、他の家族成員との会話を通じて、母親の死を「自殺」として認識するに至ったのだという。

ではなぜ、遺書も存在せず、本人からそのような言い分を聞かされたわけでもないRが、母親の自殺原因について、少なくともその一部は自分にある、といった理解を迫られているのだろうか。そうした理解は、「家族」というカテゴリー集合、なかでも〈親—子〉という「標準化された」対関係が参照されることによって可能になっているはずだ(Sacks 1972a)。

〈親〉が〈子〉に対して、何よりも「養育」活動にかかわる権利や義務をめぐって、規範的なカテゴリー関係に位置づけられているということは、裏を返せば、〈親〉というカテゴリーの担い手にとって、〈子〉にかかわることがらが、様々なかたちで重大な「問題」となりうることをも示唆していると言えるだろう。

特にRの場合、自殺した母親が当時、精神疾患を患っており、職についていないばかりか日常生活も十全に送ることができない状態にあったことや、保育園や学校に通うRに対する養育上の「困難」を抱えていたことが、R自身の記憶として語られていた。そうした「事実」についての記憶は、働くこともできなければ、専業主婦としての役割を果たすこともできず、さらには養育者としても十全に役割を果たすことができないという状況に苦しんだ末、そうした状況の結果として自殺という悲劇に至ってしまった母親という、その人や状況についての特徴づけを可能にしてしまうものである。私たちはここに、(とりわけ幼い)〈子〉が〈親〉を亡くして〈遺族〉となったとき、その経験の組織化において生じうる、独特な有り様を見てとることができるのではないだろうか。

最後に、Rへのインタビュー調査によっても示唆された、〈子〉としての〈遺族〉の経験に関する別なる論点として、〈子〉としての〈遺族〉になる場合には、〈親〉としての〈遺族〉とは対照的に、〈遺族〉カテゴ

リーのもとでの関係形成が構築されるに至らないことがほとんどであるという可能性がある。そのようなことが確かに言えるのだとすれば、それは成員カテゴリーをめぐるいかなる社会的機序によるものであるのか。また、そのことと〈遺族〉としてのアイデンティティ管理や「社会問題のワーク」のような種々の活動の組織化のなされ方にはいかなる関係があるのか。このような問いを例として、〈遺族〉経験の社会学的研究にとっての探究課題は未だ多く残されていると言えるだろう。ここに研究報告書というかたちで経過をまとめた本研究は、そうした現状を明らかにするための、はじめの一歩と言えるものであるだろう。

6. 文献

- ・有末賢, 2013, 「語りにくいこと——自死遺族たちの声」『日本オーラルヒストリー研究 1 語りから「いのち」について考える——聞き難いものを聞き、語り、書く』9: 36-46.
- ・Coulter, J., 1983, "Contingent and A Priori Structure in Sequential Analysis," *Human Studies*, 6: 361-376.
- ・Emerson, R. M. and Messinger, S. L., 1977, "Micro-Politics of trouble," *Social Problems*, 25: 121-134.
- ・藤原信行, 2016, 「自ら命を絶つ者は不幸でなくてはならない——突然死した者を自殺者と同定する過程をめぐる規範的秩序と実践」『生存学研究センター報告』26: 160-187.
- ・Garfinkel, H., 1967, *Studies in Ethnomethodology*, N. J., Prentice-Hall.
- ・今井聖, 2017, 「『事件』の構成過程における警察のワーク: ある痴漢被疑者への事情聴取場面の分析」『犯罪社会学研究』42: 121-138.
- ・前田泰樹・西村ユミ, 2018, 『遺伝学の知識と病いの語り——遺伝性疾患をこえて生きる』ナカニシヤ出版.
- ・Miller, G. & J. A. Holstein, 1997, *Social Problems in Everyday Life: Studies of Social Problems Work*, JAI Press.
- ・Sacks, H., 1972a, "An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology," David Sudnow ed., *Studies in Social Interaction*, The Free Press.(=北澤裕・西阪仰訳, 1989, 「会話データの利用法」『日常性の解剖学』マルジュ社.)
- , 1972b, "On the Analyzability of Stories by Children", John Gumpertz and Del Hymes eds., *Directions in Sociolinguistics*, Holt, Rinehart and Winston.
- ・佐藤恵, 2001, 「犯罪被害者のアイデンティティ管理——被害者の社会学に向けて」『年報社会学論集』(14), 63-75.
- , 2003, 「犯罪被害者の「回復」とその支援——交通犯罪被害者遺族における被害者化過程の事例研究を通して」『犯罪社会学研究』28: 96-109.
- ・清水新二, 2014, 「自死遺族の困惑と苦境」清水新二編『臨床家族社会学』放送大学教育振興会.
- ・Spector, M. & Kitsuse, J. I., 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA: Cummings Publishing Company (=村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳, 1990, 『社会問題の構築——ラベリング理論を超えて』マルジュ社.)

謝辞 インタビュー調査にご協力頂いた皆さまに、心より御礼を申し上げます。

付記 本研究の成果の一部については、北京師範大学で開催された第4回教育社会学フォーラム大会（2019年6月）、および、ヘント大学で開催された第19回ヨーロッパ犯罪学会大会（2019年9月）において発表を行いました。